

一、今回ノ事件ニ関シテハ、絶對ニ犠牲者ヲ出サ、ルコト
ニ、經過

イ、勞働者側

從業員側ハ、賃銀値下ニ對シ、復向盟側、勸誘ニヨリ、同組合ニ
加盟シ、本部負池善ニ、支援シ、得テ對策ヲ協議シタル結果
賃金復活其、他ノ款項書ヲ提出交渉スルコト、シ十月三十
日職工代表深津庄三郎等七名ハ、本部負池善ニ、訂率
カレシ工場事務所ニ於テ事業主ト會見シ、前項ノ款項書ヲ提
出シテ交渉シタルカ、何等運ルカ、ト再度、會見ヲ約シテ退
出シタルカ、當日一級從業員ハ、工場入場ト共ニ勞働者ヲ高騰
シ、一時從業員入リタルカ、其後幹部、注意ニヨリ自重シテ就
業スルコト、トナリ、爾來平常通り就業シテ交渉ノ好轉ヲ期待
シ居レリ

ロ、事業主側

事業主側ハ、突如職工側、待遇改善ヲ要求サレ、何等ノ對策
ナキモ、痛痒ナキ一部ヲ容認シテ、組合側、面目ヲ立テ解決ニ
導カントスルノ意嚮ヲ以テ交渉ニ臨ミ、マ、アリ

ハ、交渉及解決状況

十月四日池善ニ、岡田助治、外從業員代表四名ハ、工場事務所
ニ於テ事業主及理、岡友起三助ト會見シ、前回提出セル各款項
ニ付テ、回答ヲ求メタル、事業主側ヨリ、相當讓歩セル回答アリ、
ル為從業員側代表ハ、一級職工ニ對シテ、大休之ヲ承認再會ヲ約
シテ會見、了シ十一月八日更ニ同所ニ於テ會見交渉ヲ進行シ
タル結果、別記費書ノ案件ニヨリ、圓滿解決スルニ至レリ、
右及申(通)報候也

別記 費書

田中事務局長、十月三十日、從業員ヨリ提出セル費書ハ、労資双方協議、上左ノ條件
ノ以テ、圓滿解決スルニハ、費書ニ通シ、作廢シ、各款項者ニ對シテ、通シテ解決スルニ、
ハ、ト、